

議案第 2 1 号

市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年条例  
第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「同条第 1 項第 2 号に規定する特定相談支援事業及び同項第 4 号」  
を「同条第 1 項第 4 号」に、「法第 5 条第 2 5 項に規定する地域活動支援センタ  
ー」を「身体障害者福祉センター」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市身体障害者福祉センター

位置 市川市本行徳 1 番 5 号

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「身体障害者福祉センター」を「センタ

一」に改め、同項を同条とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「身体障害者福祉センター」を「センター」に、「前条第2項第1号」を「前条第1号」に改め、同項を同条とする。

第5条第1項を削り、同条第2項中「身体障害者福祉センター」を「センター」に改め、「保護者」の次に「(法第4条第3項に規定する保護者をいう。)」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「身体障害者福祉センター」を「センター」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 日曜日及び土曜日

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日前に市川市南八幡メンタルサポートセンターの施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る改正前の第10条の規定による当該施設又は附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

## 理 由

南八幡メンタルサポートセンターについて、障害福祉サービスの更なる充実を図るため、民間事業者にその運営を引き継ぐことから、公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。